

国⽴市⽴国⽴第⼀小學校 P T Aの会則

第⼀章 総則

- 第⼀条 (名称・事務所) 本会は国⽴市⽴国⽴第⼀小學校 P T Aと称し、昭和 23 年 5 月 23 日に設⽴された。本会は事務局を同小學校の所在地である東京都国⽴市谷保 6026 に置く。
- 第⼆条 (目的) 本会は学校と家庭とが密にして、学校教育と家庭教育の充実に図り、社会の協力を得て児童の幸福のために努力すると共に、会員相互の親睦と教養の向上を図ることを目的とする。
- 第⼆条 (会員資格) 本会の会員資格は、国⽴市⽴国⽴第⼀小學校に通学する児童の保護者と、本校教員（学校長を除く）にあり、入会⾃の意思表示をもって会員とする。

第⼆章 方針

- 第⼆条 本会は教育を本旨とする民主団体として活動し、どのような営利的・政治的・宗教的活動も行わない。
- 第⼆条 本会は⾃主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉も受けない。
- 第⼆条 本会は児童福祉のために活動している他の社会団体と協力したり、児童の教育に関して意見を申したり、参考資料を提供することが出来るが、学校の管理や人事に干渉するものではない。

第三章 事業

- 第⼆条 本会は第⼆条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 児童の学校内外の環境整備向上充実に関すること。
 2. 児童の学習教養の向上ならびに健康福利に関すること。
 3. 児童の校外での健康安全な生活や地区の累年齢集団活動に関すること。
 4. 会員相互の親睦と教養の向上に関すること
 5. その他、本会の目的を達するために必要なこと。

第四章 役員及び委員

- 第⼆条 本会の運営のため、次の本部役員及び委員をおく。
1. 本部役員は、会長⾃名（保護者）、副会長（少なくとも保護者⾃名・副校長）、もしくは、代表（保護者少なくとも⾃名・副校長）、さらに、書記（少なくとも保護者⾃名）、会計（少なくとも保護者⾃名）を標準に構成する。
 2. 会計監査⾃名 会計監査の選出は会員の中から会長又は代表が委託する。
 3. 給食委員、校外委員、行事広報委員。ただし、各委員の人数は、年度により決定することができる。また、保護者会員は、複

数の役員及び委員を兼務できるものとする。

4. (削除)

第九条

本部役員及び委員は次の方法で定める。

1. 本部役員は、原則として、保護者会員による自薦または他薦により選出する。
2. 各委員は、原則として、保護者会員による自薦または他薦により選出する。
3. 給食献立作成委員・給食物資納入業者選定委員は給食委員会委員より選出することができる。
4. 本部役員・会計監査・委員の任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。途中、欠員を生じたときは選出母体において補充する。ただし、その任期は前任者の残りの期間とする。
5. 選出された本部役員・会計監査・委員は総会において承認される。

第十条

本部役員・会計監査・委員の任務は次の通りとする。

1. 会長もしくは代表は会務を総理し、本会を代表する。
2. 副会長があるときは、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理を務める。代表を複数人にて構成するときは、複数人による協働を可とする。
3. 書記は会務の記録・会議の招集に関する事務を司る。
4. 会計は本会の会計を司る。
5. 会計監査は本会の会計を監査する。
6. 本部役員・委員は本会に関する項目を協議する。

第五章 会議

第十一条

本会は、定期総会と、必要に応じて開催される臨時総会とを開催する。定期総会・臨時総会は最高決議機関であり、会長もしくは本部役員代表が招集する。

1. 定期総会は毎年年度始めに開催し、次の事項を協議する。
 - (イ) 本部役員・会計監査・委員の承認
 - (ロ) 活動報告・収支決算の承認
 - (ハ) 活動計画・予算案の承認
- (二) その他の必要事項
2. 臨時総会は運営委員会が必要とした場合、又は会員の過半数の要求があった場合に開く。
3. (イ) 総会は会員の二分の一の出席をもって成立とする。(但し委任状を認める)
(ロ) 総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十二条

運営委員会は総会に次ぐ決議機関で本部役員及び各委員の代表により構成され、本部役員が必要と認めた場合に開催される。

1. 運営委員会は運営委員二分の一の出席により成立する。
(但し、欠席は運営委員会出席者に決議を委任することを認める)
2. 運営委員会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第十三条 専門委員会は総会の決議に基づき、本会の目的を達成するために自主的に活動する。

第六章 会計

第十四条 本会の経費は会費その他収入（利子、寄付金）をもって当てる。

第十五条 本会の会費の額は定期総会にて定める。
1. 転入の際は、転入日の翌月から月割りとする。

第十六条 途中転出の際の会費は返納しない。

第十七条 本会の会計監査は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 サークル

第十八条 (目的・活動条件) P T A会員相互の親睦と教養の向上にかかわること、またはP T A会員が中心となり児童の健全育成にかかわることを目的とする。
1. サークルを発足する場合は、本部役員会に申し出を行い所定の用紙にて運営委員会に申請する。サークルの発足は、運営委員会に申請した後、総会の決議をもって完了する。
2. サークルの統括はP T Aが行う。
3. サークルの会員は本会の会員5名以上をもって構成する。
4. サークルの会員は本校P T A会員とする。
5. サークル活動における指導者として本校旧会員、卒業生（20歳以上の成人）が指導にあたる場合は運営委員会の承認を必要とする。

第十九条 (活動) 年間を通して活動を行うことを原則とし、総会にて活動報告を行う。
1. 活動は1年単位とし、継続して活動を希望する場合は所定の用紙にて年度末更新の手続きをする。
2. 活動はP T A会則に基づき行われるが、各サークル独自の規約を定め責任をもって活動する。
3. P T A活動に積極的に協力する。

第二十条 (活動費) 活動費は、サークル会員の負担とするが、総会で承認されたものについては、会費の中からサークル活動費として支出することができる。
1. サークルの会計報告は、サークル活動費として支給されたものの範囲で収支報告する。
2. サークル活動費の対象となるものは、第十八条の目的「児童の健全育成にかかわる」活動のための費用であることを要する。

第八章 地区子供会活動

第二十一条 地区の活動は各地区に一任する。

第九章 補則

- 第二十二條 学校長は委員会などに出席して意見を述べることができる。
- 第二十三條 本会則の改正は、運営委員会の承認を得て、総会の決議を得なければならない。
- 第二十四條 本会の運営のため、別に細則を設けることができる。
- 第二十五條 (削除)
- 第二十六條 (削除)

細 則

第一条 慶弔内規

1. 弔事

保護者の死亡	10,000 円
児童の死亡	10,000 円
教員の死亡	10,000 円
弔電については、本部役員会に一任	

第二条 給食センター運営審議委員

1. 給食センター運営審議委員は、各校PTAの代表として個人名が登録され、市に委託された委員となる。(代理人は認められない) 選出は市の委託を受けPTAが公募を行う。PTAの委員ではないため、通常定例会に出席する義務はないが、情報収集、情報交換のため、必要に応じて給食委員会定例会に出席する。
2. PTA会員から選出できない場合、給食委員会から選出を行う。その際、市から支払われる報酬は市の条例に定められた市の委員になるため、市より出された手当ては個人の報酬とする。

付則

- ※平成18年5月 1日の総会において会則の一部改正
- ※平成22年2月17日の臨時総会において会則の一部改正
- ※平成22年5月20日の総会において会則の一部改正
- ※平成24年5月16日の総会において会則の一部改正
- ※平成25年5月15日の総会において会則の一部改正
- ※平成28年5月18日の総会において会則の一部改正
- ※令和 4年5月18日の総会において会則の一部改正
- ※令和 5年4月27日の総会において会則の一部改正
- ※令和 7年1月30日の臨時書面総会において会則の一部改正、一部削除

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

住所 _____ ホームページ掲載版につき、省略

代表者 _____ ホームページ掲載版につき、省略 印